

羽田八幡宮文庫旧蔵資料 保存管理計画書



羽田文庫紅葉之図（羽田八幡宮蔵）

平成 31 年 3 月

豊橋市図書館

羽田八幡宮文庫旧蔵資料 保存管理計画書

平成 31 年 3 月

豊橋市図書館

例 言

1. 本書は、豊橋市図書館（中央図書館）が所蔵する羽田八幡宮文庫旧蔵資料の保存管理の指針として作成した計画書である。
2. 羽田八幡宮文庫旧蔵資料の保存管理計画は、豊橋市図書館が設置した羽田八幡宮文庫旧蔵資料保存管理検討委員会の議を経て策定した。
3. 羽田八幡宮文庫旧蔵資料保存管理検討委員会の構成は以下のとおりである。なお、委員の任期は平成29年5月12日から平成31年3月31日までである。
会 長 山田邦明（愛知大学文学部教授）
副会長 鈴木光保（羽田野敬雄研究会代表）
委 員 白井清夫（羽田八幡宮宮司）
委 員 藤井奈都子（愛知大学文学部非常勤講師）
4. 保存管理計画の策定の基礎作業として、悉皆調査を実施した。調査期間は平成29年5月12日から平成30年3月31日までである。調査施設は、豊橋市中央図書館のほか、西尾市岩瀬文庫、新城図書館、東京都立図書館、明治大学附属図書館、天理大学附属図書館等である。
5. 羽田八幡宮文庫旧蔵資料保存管理検討委員会の事務局は豊橋市図書館に設置し、本書の執筆・編集は事務局が行った。
6. 悉皆調査に際して作成した記録等は、豊橋市中央図書館で保管・管理することとした。
7. 旧蔵資料の悉皆調査に際して、西尾市岩瀬文庫、新城図書館、東京都立図書館、明治大学附属図書館、天理大学附属図書館等からご協力を頂いた。記して感謝の意を表する次第である。

目次

第1章 保存管理計画策定に至る経緯と目的

1. 保存管理計画策定に至る経緯 1
2. 保存管理計画の目的 2
3. 保存管理計画検討委員会の設置 3

第2章 旧蔵資料の概要

1. 旧蔵資料の当館所蔵に至る経緯 5
2. 旧蔵資料の現存状況 5
3. 旧蔵資料の保管状況 7
4. 旧蔵資料および文庫自体の評価 8

第3章 旧蔵資料の保存管理

1. 保存管理の基本方針 10
2. 保存管理の対象となる資料 10
3. 旧蔵資料の保存管理 11

第4章 旧蔵資料の保存管理体制の充実と活用

1. 保存管理体制の整備・充実 14
2. 旧蔵資料の文化財指定推進 14
3. 旧蔵資料の活用・公開 14
4. 保存管理計画書について 15

第1章 保存管理計画策定に至る経緯と目的

1. 保存管理計画策定に至る経緯

豊橋市中央図書館には個性的な10の個人文庫があるが、そのなかの一つに図書館資料の母体となった羽田八幡宮文庫がある。この文庫は、江戸時代末期に現在の豊橋市花田町字斎藤に設立され、閲覧とともに広く書籍の貸出も行っていた。近代的図書館の先駆けとなった施設である。

嘉永元(1848)年3月、福谷藤左衛門世黄^{よつぎ}の別荘で羽田野敬雄・佐野蓬宇らが集まり雑談をしていたなかで、世黄が買い集めた蔵書を子孫に残したいと言い出したのが契機となり、敬雄が伊勢神宮にならって神社境内に建てるべきとして文庫を設立することになった。羽田野敬雄らは、同年5月に文庫造立講をつくって基金187両を集め、翌月には吉田藩寺社役所から文庫造立の許可を得て羽田八幡宮羽田野屋敷の敷地内に着工し、翌年4月に文庫が完成した。ここに、今でいう市民の手による図書館ができたのである。

文庫の書籍は、羽田野敬雄ら発起人の書籍勧進の呼びかけにより着々と増えていき、明治9(1876)年には蔵書数が10,369巻を数えたほどである。しかし、明治15(1882)年に羽田野敬雄が85歳で没すると文庫は次第に衰退し、明治40(1907)年頃に文庫は閉鎖されて蔵書は売却されてしまった。明治44(1911)年頃に石巻神社の神主で羽田八幡宮の神主を兼任していた大木聳治は、私財を投じて流出した文庫の蔵書を買戻した。散逸しかねない状況のなかで約9,200冊が回収されたが、一部は流出してしまった。

豊橋市は市立図書館の蔵書とするため、明治44(1911)年11月に大木聳治から旧蔵書9,271巻を3,000円で買い取った。市立図書館は明治45(1912)年4月に花田町守下に創設され、大正2(1913)年1月に開館した。このような経過で羽田八幡宮文庫旧蔵書は図書館の蔵書となったのである。

図書館での羽田八幡宮文庫旧蔵書の目録化に焦点をあててみると、昭和39(1964)年3

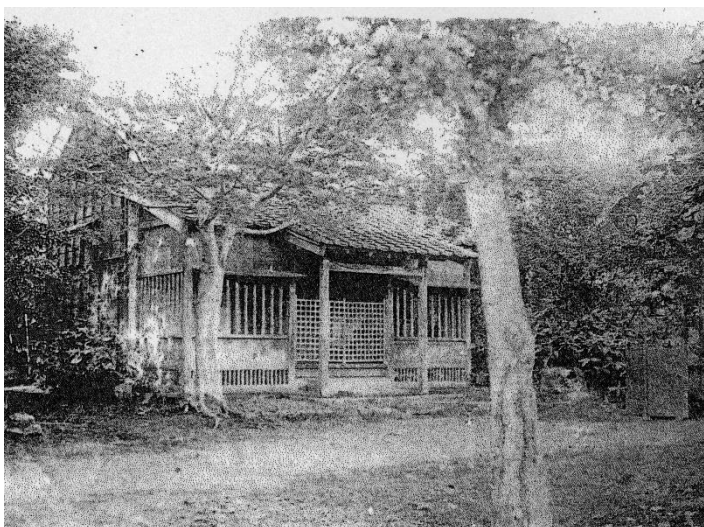


写真1 在りし日の羽田八幡宮文庫



写真2 豊橋市立図書館開館式(大正2年1月15日)

月に『豊橋市立図書館所蔵 郷土資料目録』として羽田八幡宮文庫を含む郷土図書目録を刊行し、昭和41(1966)年9月に和装本のみ『豊橋市立図書館所蔵 和装本目録』を刊行した。さらに平成元(1989)年3月には、羽田八幡宮文庫開設140年記念出版として郷土資料のみを抜き出した『豊橋市中央図書館所蔵 郷土資料和装本目録』を刊行した。しかし、羽田八幡宮文庫単独の目録はなかったため、平成21(2009)年3月に『豊橋市中央図書館所蔵 羽田八幡宮文庫旧蔵本目録』を刊行した。この目録では、それまで曖昧だった羽田野敬雄や佐野蓬宇らの個人蔵書と旧蔵書を区別し、個々の和装本の内容や把握できた流出先及び所蔵資料を掲載した。

『羽田八幡宮文庫旧蔵本目録』が刊行されたことによって、羽田八幡宮文庫の資料的価値が幅広く知られ、その重要性が認識されるようになった。このため、原本を保存する目的で平成23(2011)年には国の緊急雇用創出事業により、羽田八幡宮文庫旧蔵書の全てをデジタル化し、そのうちの200冊を図書館のHPで公開した。また、図書館の100周年事業として平成24(2012)年10月には中央図書館において、近世国学者による図書館設立運動に焦点をあてたシンポジウム「羽田八幡宮文庫フォーラム」を開催した。

こうした動きのなか、平成27(2015)年4月には、それまで原本を一般図書と同様に貸出していた基準を見直し、新たに「貴重資料の取扱いに関する要綱」を策定、資料保存の観点から原本の閲覧を申請制とした。

近年、羽田八幡宮文庫の旧蔵書については、国内だけでなく韓国等の外国からも閲覧希望や複写依頼があり、利用に関して需要が高まっている。平成27(2015)年刊行の『愛知県史 別編文化財4典籍』にも大きく取り上げられるなど、文庫資料の重要性が高く評価されている。しかし、旧蔵資料の保存管理方法に関しての取り決めが無く、これら貴重資料を後世へ伝えるための方策を模索しているのが現状である。

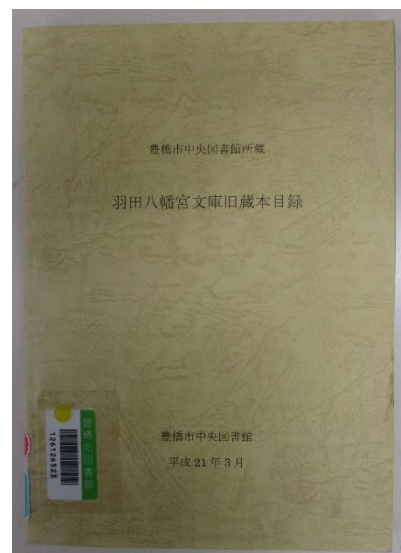


写真3 羽田八幡宮文庫旧蔵本目録(平成21年刊)



写真4 羽田八幡宮文庫フォーラム

2. 保存管理計画の目的

中央図書館所蔵の旧蔵資料については、平成21(2009)年、『豊橋市中央図書館所蔵 羽田八幡宮文庫旧蔵本目録』作成の際に一度調査している。しかし、羽田八幡宮文庫に関する図書以外の資料については、^{しつこい}調査が未だ実施されておらず、資料の種類及び量が把握できていない。

また、図書館所蔵の旧蔵書の保存環境については、中央図書館に移動してからも書架に縦置きで収納す

るなど、長期間にわたり良好な環境で保存されてきたとはいえない。近年は、置き方を平置きに変えて、照明も紫外線低減仕様のものに改善するなど配慮しているが、まだ十分とはいえない。このように旧蔵資料については、統一的な保存・管理方法が決められていないのが現状である。

このため、旧蔵資料の大半を受け継いだ中央図書館が中心となって旧蔵資料を総体的に把握し、状況に応じて適切に保存・管理する必要性が高まっている。こうした背景から、保存管理計画を策定して資料の収集・保存・管理方法を定め、将来に向けた恒久的な保存と管理を図ることとしたい。

3. 保存管理計画検討委員会の設置

豊橋市図書館では保存管理計画策定のため、以下の要綱にしたがって羽田八幡宮文庫旧蔵資料保存管理検討委員会を設置して策定を進め、事務局を図書館に置いた。

羽田八幡宮文庫旧蔵資料保存管理検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 嘉永元(1848)年に開設された羽田八幡宮文庫旧蔵資料(以下「旧蔵資料」)を後世へ伝えるにあたり、羽田八幡宮文庫旧蔵資料保存管理計画(以下「保存管理計画」)を策定するため、羽田八幡宮文庫旧蔵資料保存管理検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 旧蔵資料の悉皆調査に関すること。
- (2) 旧蔵資料の保存及び管理に関すること。
- (3) その他、旧蔵資料に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、旧蔵資料所有者その他教育委員会が必要と認める者を、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、この要綱に基づき委嘱する日から保存管理計画の策定日までとする。

(会長)

第4条 委員会には、委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育部図書館において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 20 日から施行する。

なお、検討委員会の委員は 4 名で構成し、委員会は平成 29 年度に 3 回、平成 30 年度に 4 回の計 7 回開催した。委員の構成、検討内容等については、以下のとおりである。



写真 5 検討委員会のようす

羽田八幡宮文庫旧蔵資料保存管理検討委員会委員名簿（敬称略）

委員	氏名	役職名等	専門	備考
会長	山田邦明	愛知大学文学部教授	日本中世史	会長
副会長	鈴木光保	羽田野敬雄研究会代表	羽田八幡宮文庫	副会長
委員	白井清夫	羽田八幡宮宮司		
委員	藤井奈都子	愛知大学文学部非常勤講師	書誌学・中世文学	

事務局／豊橋市図書館

	氏名	役職名等	備考
事務局	伊藤孝良	豊橋市図書館・館長	
事務局	岩瀬彰利	豊橋市図書館・専門員	
事務局	麻野間佳代	豊橋市図書館・職員	
事務局	伊奈利定	豊橋市図書館・臨時職員	

平成 29 年度委員会の検討内容

回	開催日	出席委員	内容
第 1 回	5 月 12 日	山田、鈴木、白井	会長選出、保存管理計画策定方針の確認
第 2 回	10 月 12 日	山田、鈴木、白井、藤井	悉皆調査中間報告・状態確認調査報告
第 3 回	3 月 23 日	山田、鈴木、白井、藤井	悉皆調査結果報告

平成 30 年度委員会の検討内容

回	開催日	出席委員	内容
第 1 回	5 月 17 日	山田、鈴木、白井、藤井	悉皆調査報告（補足）、計画策定方針の確認
第 2 回	11 月 7 日	山田、鈴木、白井、藤井	保存管理計画の検討
第 3 回	1 月 30 日	山田、鈴木、藤井	保存管理計画の検討
第 4 回	3 月 19 日	山田、鈴木、藤井	保存管理計画の策定

第2章 旧蔵資料の概要

1. 旧蔵資料の当館所蔵に至る経緯

嘉永元（1848）年、羽田野敬雄、福谷世黄、佐野蓬宇らが話し合って設立した羽田八幡宮文庫であるが、文庫の書籍は羽田野敬雄ら発起人の書籍勧進の呼びかけにより着々と増え、文久元（1861）年には1,686部7,867巻となった。そして慶応3（1867）年には、文庫の蔵書は10,000巻に達した。明治9（1876）年7月につくられた『羽田文庫蔵書目録』の巻末に記された「文庫蔵書員数検記」によると、総計は2,515部10,369巻を数えるまでに至った。しかし、明治15（1882）年に羽田野敬雄が85歳で没すると、文庫は羽田野銀三郎の管理下に移り、文庫幹事だった佐野蓬宇も明治28（1895）年に没し、文庫は次第に衰退していった。

やがて明治40（1907）年頃に文庫は閉鎖され、蔵書の大部分は「名古屋文庫」創立を計画した川瀬代助へ、残りの一部は岩瀬文庫、牧野図書館等へ売却された。しかし、名古屋文庫の計画が頓挫したため、大部分の書籍は三浦兼助に買収された。こうしたなか、明治44（1911）年頃に石巻神社の神主で羽田八幡宮の神主を兼任していた大木覚治は、文庫蔵書の流出を見過ごすことができず、北設楽郡稲橋村の古橋源六郎、熱田神宮宮司の角田忠行、豊橋市の中神清太郎の援助を受け、私財を投じて文庫旧蔵書を買戻した。散逸しかねない状況で一部は流出してしまっていたが、約9,200冊が回収された。

明治39（1906）年に市制を施行した豊橋市は、市長の大口喜六が市に公会堂と図書館がないことを遺憾とし、市立図書館をつくるために羽田八幡宮文庫の旧蔵書の状況を調査した。その後の明治44（1911）年9月の市議会で図書館設立の議案が上程され、可決された。このことから同年11月に大木覚治から文庫の旧蔵書9,271巻を3,000円で買い取り、明治45（1912）年4月に豊橋市立図書館は花田町守下に創設され、大正2（1912）年1月に開館した。こうした経緯によって旧蔵書が豊橋市立図書館（旧称）の蔵書になったが、図書館開館時の蔵書は全体で10,142冊であったので、そのほとんどが文庫の旧蔵書で占められていたことになる。

2. 旧蔵資料の現存状況

これまで見てきたように、羽田八幡宮文庫の蔵書は明治9（1876）年には10,369巻が存在していた。明治40（1907）年頃の文庫閉鎖まで、蔵書は更に増えたことが推測されるが、最終的な実数は把握で

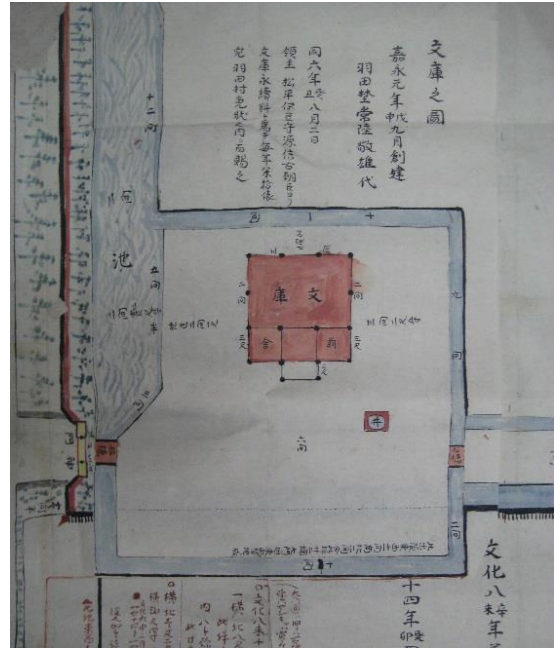


写真6 絵図に描かれた文庫（羽田八幡宮所蔵）

きていない。大木翯治が旧蔵書 9,271 巻を買い戻したが、明治 9 年の巻数から単純に引き算すると 1,098 巻の旧蔵書が流出したことになる。

平成 29 年度に行った羽田八幡宮文庫旧蔵資料悉皆調査によると、当館以外で旧蔵資料の所蔵が明らかとなっている施設は、豊橋市美術博物館、羽田八幡宮、湊神明社、岩瀬文庫、新城図書館、国立国会図書館、東京都立図書館、筑波大学、早稲田大学、明治大学、天理大学、武庫川女子大学の 12 か所である。その所蔵数は以下の表のとおりである。



写真 7 悉皆調査のようす

表 1 羽田八幡宮文庫旧蔵資料所蔵施設一覧

番号	施設名	所在地	図書数	歴史資料数	関連資料
1	豊橋市中央図書館	愛知県豊橋市	9,012	11	10
2	豊橋市美術博物館	愛知県豊橋市	1	7	
3	羽田八幡宮	愛知県豊橋市	8	149	
4	湊神明社	愛知県豊橋市	1	1	
5	西尾市岩瀬文庫	愛知県西尾市	409		14
6	新城図書館	愛知県新城市	38		
7	国立国会図書館	東京都千代田区	1		
8	東京都立図書館中央館和田万吉文庫	東京都港区	1		
9	筑波大学附属図書館中央図書館	茨城県つくば市	3		
10	早稲田大学附属図書館	東京都新宿区	6		
11	明治大学附属図書館蘆田文庫	東京都千代田区	3		
12	天理大学附属図書館	奈良県天理市	5		31
13	武庫川女子大学附属図書館	兵庫県西宮市	6		
計			9,494	168	55

※書簡は除く

所蔵施設一覧で見ると、豊橋市中央図書館の所蔵数は 9,012 冊で、大木翯治から買い取った 9,271 巻より減っているが、これは羽田八幡宮文庫旧蔵資料として扱っていた佐野蓬宇著の『蓬宇連句帳』（327 冊）と染矢清剛著の『足斎漫抄』『足斎次抄』（106 冊）を除いたためである。これらの差し引いた図書を加えると 9,445 冊となり、明治 40 年頃より 200 冊弱増えたことになる。

明治 9（1876）年に羽田八幡宮文庫の蔵書数として記録されている 10,369 冊から所在が確認された 9,494 冊の資料を引くと 875 冊になり、さらに『蓬宇連句帳』等の 433 冊を除くと 442 冊になる。旧蔵書流失後に買い戻せなかった資料が、岩瀬文庫を始めとする各施設に分散していったが、消息不明で個人が所蔵していると思われる資料がまだ 450 冊近く存在している可能性がある。

3. 旧蔵資料の保管状況

(1) 豊橋市中央図書館の旧所蔵資料保管状況

豊橋市図書館では、羽田八幡宮文庫の旧蔵本に関しては特別な保存方法を取ってこなかったようである。昭和 58 (1983) 年 2 月に現在の中央図書館へ移動してからは、旧蔵書は図書台帳に記して図書館システムで管理している。その登録方法は日本十進分類法 (8 版) に準拠し、請求記号と資料コードを付与するものである。ただし、郷土資料に関しては「愛知県郷土資料分類表」に基づいて分類している。

旧蔵書に関しては書庫内の電動書架で保管していた。なお、和装本のなかでも特に重要なものは貴重書に指定され、これらは書庫内のスチールキャビネットに保存、施錠して管理している。当時は、旧蔵書については貴重書として分けたもの以外は重要性の認識が高くなかったため、一般図書のようにバーコードラベルが貼られ、図書館システムを利用した貸出が行われていた。また旧蔵書の保存・管理状況は、電動書架の棚に和装本を立てた状態で詰めて入れ、NDC 分類に従って配架されていた。なお、防虫剤を等間隔で置くなど害虫対策は考慮していたようだが、一般図書と同じ書庫で収蔵され、温度・湿度も管理されていなかった。このように、以前は設備面からみて良くない環境で保存・管理されていたと言えよう。

現在では、貴重書については以前と同じように書庫内のスチールキャビネットに保存、施錠して管理している。また、貴重書以外の図書については、書架は金属製の新聞用書架を転用し、NDC 分類の順序に従って平積みにして保存している。書庫内の照明は、紫外線低減蛍光灯へ変更している。書函等の歴史資料は書庫内に収納しているが、保存等に関して特別な配慮は行っていない。

旧蔵資料の活用については、これらを長く後世に伝えるため、資料の価値、劣化や損傷の程度を考



写真 8 羽田八幡宮文庫旧蔵書の保管の現状



写真 9 旧蔵書の置き方



写真 10 歴史資料の保管の現状

慮して、閲覧は複製本とし、原本が必要な場合は、申請により提供している。複写は資料が傷むために原則禁止とし、希望者にはデジタル化した資料からプリントアウトを行って提供している。

現状での旧蔵資料の保管状況についての問題点をまとめると以下のようになる。

- ①専用の書庫が無く、一般図書と同じ書庫に収蔵されている。
- ②書庫内の空調が整備されておらず、温度・湿度の管理ができていない。
- ③害虫対策が不十分であり、燻蒸処理は近年では行われていない。
- ④火災の場合は、書庫内に備え付けたハロン 1301 消火設備で消火することになっているが、火災時の防火体制が整っていない。
- ⑤図書館全体の災害マニュアルは存在するが、羽田八幡宮文庫旧蔵資料に対する災害対策およびマニュアルができていない。

(2) 他施設の旧蔵資料保管状況

他施設の旧蔵資料保管状況であるが、前述した 12 か所のうち、豊橋市美術博物館、岩瀬文庫は収蔵庫、新城図書館、国立国会図書館、東京都立図書館、筑波大学、早稲田大学、天理大学、武庫川女子大学の図書館は書庫に保管されている。羽田八幡宮は蔵（土蔵）と社務所、湊神明社は拝殿と社務所に保管されている。博物館の収蔵庫は温度・湿度管理がなされていて、保存環境は良好である。他の図書館書庫については、温度・湿度管理がなされているか等の状況確認はできていない。両社における旧蔵資料の保管状況については、常温常湿の状況で保管されている。

4. 旧蔵資料および文庫自体の評価

羽田八幡宮文庫について、その旧蔵資料と文庫自体の評価に分けて検討する。

(1) 旧蔵資料の評価

①郷土関係の書籍には羽田野敬雄が記録した『栄樹園見聞集』『栄樹園類集』等の見聞録や『万歳書留控』の日記、草稿等が 130 冊あり、幕末の地域史を研究する上でも貴重な資料となっている。



写真 11 三条実万寄贈『御注孝経』



写真 12 徳川斉昭寄贈『破邪集』



写真 13 書函



写真 15 貸出箱

- ②一般の書籍は当時流通していた版本が中心となっているが、なかには貴重な種痘関係の医学書や国典、洋学書等もある。また、三条実万から『御注孝経』、水戸藩主徳川斉昭から『破邪集』、さらには吉田藩主松平信古からも書籍の寄贈を受ける等、当時の権力者たちとの繋がりが把握できる。
- ③書籍は奉納により集められており、奉納者とその場所が把握できて書籍の来歴および流れがわかる。
- ④文庫の旧蔵書は全体の9割近く残っており、文庫の蔵書構成が再現できる。
- ⑤旧蔵資料には書函等の収納資料も残っており、地方文庫の収蔵方法や棚にどのように積んでいたか等書籍の置き方が復元できる。
- ⑥文庫の蔵書印及び文庫以外の印が確認されており、これらを辿ることによって文化史として書籍の流れについて把握することができる。
- ⑦書籍の一部には文庫配架記号（今の図書館でいう請求記号）が朱文字で付けられており、江戸時代の配架の仕方を把握することができる。

（2）羽田八幡宮文庫の評価

- ①文庫は羽田野敬雄や福谷世黄、佐野蓬宇ら15人が発起人となって文庫造立講（頼母子講）で資金を集めて設立していて、蔵書も書籍の奉納を中心とする収集を行う等、今でいう市民運動による設立の地域に根差した文庫という特徴があり、全国的に見て珍しいといえる。
- ②羽田八幡宮文庫は、蔵（書庫）、松蔭学舎（閲覧所）、誦習学舎（講義所）を設けており、近代的な図書館と同様な設備を備えた文庫として建築史的にもみても希少である。
- ③文庫の収書分野には偏りがなく、各分野にまんべんなく蔵書がある。
- ④出納式による書籍の閲覧のみではなく、書籍の貸出も行う公開図書館として機能していて、江戸時代の東海地方では他に例が無く、全国的にも設立年代の早さにおいて仙台の青柳文庫に次ぐものと位置付けられる。
- ⑤文庫では東西から儒学者を招き講義を行う文化交流を実施している。また、地震の際には見舞い品を配り、飢饉の際には「御文庫米」を配る等災害被害者の救済活動、凶荒時に対する備えとしての版本『ききんのころえ』の無料配布等社会事業にも取り組んでおり、現代の図書館以上の活動がなされている。
- ⑥文庫の設備及び利用者へのサービスの提供は、江戸時代における近代図書館の先駆けであり、わが国の図書館史のなかでも重要であり評価される。

第3章 旧蔵資料の保存管理

1. 保存管理の基本方針

羽田八幡宮文庫旧蔵資料については、豊橋市中央図書館以外にも各施設が一部資料を所蔵している。しかし、文庫旧蔵資料は市民の財産であるという認識のもと、ほとんどの旧蔵資料を受け継いだ豊橋市図書館が中心となって保存管理を行うべきと考える。このため、現在、豊橋市図書館が所蔵する旧蔵資料については、計画的に保存管理を適切に図っていく。

また、旧蔵資料を所蔵している他施設に対しては、資料のデジタル化による保存の協力をして資料情報を提供してもらうなどの情報収集に努め、適切な保存管理を依頼するとともに、各施設と旧蔵資料に関して連携を図っていく。

なお、流出した旧蔵資料で個人が所有するなどして把握できていないものについては、図書館が積極的に収集するものとする。特に古書店等で売買されている資料については、把握した段階で購入に努める。所有者がわかる個人所有の資料についても収集する努力を行う。

2. 保存管理の対象となる資料

羽田八幡宮文庫旧蔵資料の保存管理計画策定に際して、保存管理計画の対象となる資料を確定する必要がある。今回、旧蔵資料および関連資料として対象とする資料の基準を以下のように設けた。

(1) 旧蔵資料の対象範囲

- ①羽田八幡宮文庫蔵書印が押されたもの、または羽田八幡宮文庫と記されたもの
- ②明治9年刊の『羽田文庫蔵書目録』に記載されているもの
- ③識語・表紙朱字等の内部徴証により文庫の旧蔵資料とわかるもの
- ④文庫旧蔵資料と伝えられたもの



写真 16 蔵書印

(2) 関連資料の対象範囲

- ①羽田野敬雄個人が所有していたもの
- ②羽田八幡宮文庫が所蔵した可能性があるもの
- ③羽田八幡宮文庫資料の転写本
- ④羽田八幡宮文庫発行のもの



写真 17 羽田野敬雄建立道標

(3) 対象外

- ①道しるべ等羽田野敬雄が各地に建てた標柱等

- ②羽田八幡宮文庫および羽田野敬雄を扱った書籍・写真等
- ③その他、対象範囲以外のもの

3. 旧蔵資料の保存管理

(1) 旧蔵資料の保存管理方法

- (a) 旧蔵資料は図書資料と、書函等の什器類や道具・器具類等の非図書資料があるが、これらを極力一括して同じ場所で保存する。これら旧蔵資料を将来へ継承するため、書庫や収蔵庫等外部と遮断された環境で保存し管理を行う。そして図書資料は専用の書架へ、非図書資料は専用棚へと両者を区別して収蔵する。
- (b) 和装本等図書資料については、日本十進分類法（10版）に準拠して登録し管理保存する。ただし、郷土資料に関しては「愛知県郷土資料分類表」に基づいて分類して登録し、保存管理を行う。なお、資料は書架に日本十進分類法及び愛知県郷土資料分類表の分類順に収納し、平置きして並べる。
- (c) 非図書資料については、博物館の登録方法に準拠して扱う。登録は個々の資料に番号を付与し、資料台帳を作成して保存管理する。
- (d) 資料の保存にあたっては資料の状態、価値を判断した上で、それぞれの資料に最適な保存措置を取る。

(2) 保存管理環境の整備

(a) 書庫内の温度・湿度

旧蔵資料は、利用（閲覧）環境と保存（書庫）環境が大きく相違すると、結露の発生等ダメージを負うため、温度・湿度が常に安定した状態として収蔵・管理する。このうち図書資料に関しては、(社)日本図書館協会（日図協 2005）、I F L A（国際図書館連盟）（ジャンヌ＝マリー・デュロー、デビッド・クレメンツ 1987）等が示した基準に準じて、望ましい温度・湿度で保存・管理する。保存に際しては、温度・湿度を定期的にチェックして環境整備に努め、カビ被害等の防止に務める。

○紙媒体に適した温度・相対湿度

温度：18～22℃ 湿度：45～55% （社）日本図書館協会基準

温度：16～21℃ 湿度：40～60% I F L A（国際図書館連盟）基準

(b) 照明（紫外線対策）

資料の保存については、太陽光線が直接当たらない窓のない書庫（収蔵庫）の保存とし、書庫内で使用する照明は紫外線から資料を守るため、紫外線低減仕様の蛍光灯またはLEDとする。

(c) 塵埃・虫害防止

資料保存に際し、書庫（収蔵庫）内の塵埃を除去し、害虫やカビの繁殖を防止する。書庫内は定期的な清掃を行い、害虫駆除に努める。また、必要に応じて燻蒸処理等も検討する。

(3) 資料の保護対策

(a) 中性紙容器による劣化対策

旧蔵資料のうち和装本・短冊・扁額・掛軸等の紙資料は、状況や状態に応じて中性紙の秩で包むか、中性紙の封筒や箱等に入れて保護する。

(b) 表装の取替え

旧蔵資料の一部は、後世に表紙をボール紙等で補完した資料が多々みられるが、資料保護の観点から表紙のボール紙を外し、中性紙等の表紙に取替えて保存する。

(c) 歴史資料

例えば、書函や印矩等の歴史資料を収蔵する場合は、小型なものは中性紙の薄紙で包み、緩衝材を入れるなどして箱に収納する。大型のものは個別に判断するが、原則として薄紙で包み、緩衝材を巻くなどして傷まないように配慮をする。

(4) 資料の修繕

資料が破損や汚損、喰損等で損傷した場合は、軽微な場合は自館で修繕を行うものとする。資料の状態が悪い場合は、高度な技術を有する専門業者等へ修繕を依頼し、良好な状態での保存に努める。修繕に際しては、新しいものに取り替えるのではなく、可能な限り元の素材を残し、不足部分を代替素材で補うなどして損傷箇所等を修繕する。

(5) 代替保存

新規に収蔵した資料等は、デジタル化を行い、専用の記憶装置(HD等)に保存して一元的に管理する。また、閲覧用に複製本を作成し、資料の代替化を図る。

(6) 利用の制限

資料を長く後世に伝えるため、極力原本の利用を制限する。展示会等現物資料の貸出が必要な場合は、資料の状態を検討してから可否を判断する。調査研究のために原本の閲覧申請が提出された場合は、取り扱いの注意事項を説明し、利用目的を確認のうえ、適切と認められた場合は閲覧を許可する。その場合は、取り扱いの注意事項を説明して職員の目が届く範囲で閲覧をしてもらう。

また、原本の複写を希望される場合は、極力デジタル化資料から複写を行う。調査研究のために原本の撮影が必要な場合は、撮影許可を申請

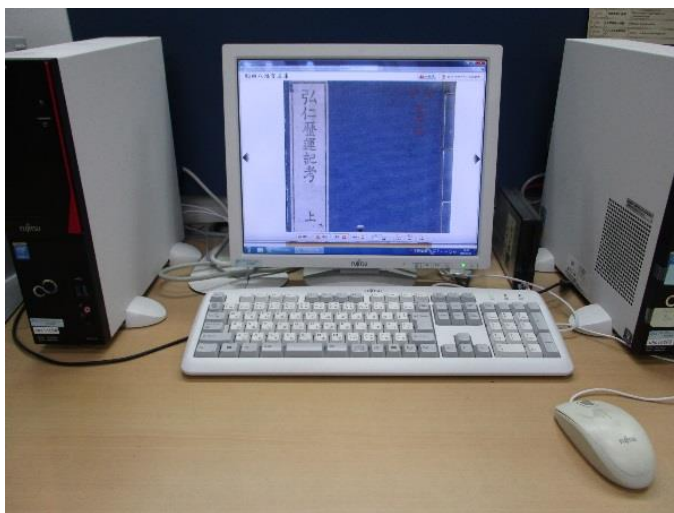


写真 18 羽田八幡宮文庫デジタルアーカイブ

してもらい、撮影目的を確認のうえ、適切と認められた場合は許可する。

(7) 総合防災対策

(a) 火災

消火設備としては、現状のハロン 1301 消火剤を用いる。ただし、ハロン 1301 消火剤の生産全廃

や二酸化炭素消火設備の事故等があるため、ハロン代替消火設備の中で窒素消火設備等の導入を検討する。

建物内や周辺部の火災により、書庫内の資料が焼失する危険性がある場合には、手順書を定めて優先順位により資料の運び出しを行う。また、災害時に資料が水濡れ等で損傷した場合を想定し、水濡対策も決めておく。

(b) 地震等の災害

大地震に備えて、書架や棚等は転倒しないように固定する。また資料も簡単に落下しないように対策を講じる。壊れやすい歴史資料の場合は、資料自体が転倒しないように固定し、万が一転倒した際のことを考え、床等に緩衝材等を敷く。

また、地震等の災害時のマニュアルを作成し、手順に従って資料を守るよう努力する。年1回程度は訓練を行い、来るべき災害に備える。

第4章 旧蔵資料の保存管理体制の充実と活用

1. 保存管理体制の整備・充実

豊橋市中央図書館における旧蔵資料の保存管理については、書庫等ハード面と旧蔵資料を扱う職員の問題というソフト面の問題があり、現在の体制では保存管理は十分できているとはいえない。現状では、中央図書館の図書サービスグループ内にある郷土・レファレンス担当が保存及び管理を行っているが、十分な人員と予算があるとはいえない。このため、現体制を見直し、保存管理部門の改善、体制の整備が必要である。旧蔵資料の保存管理体制の整備・充実をはかるためには、以下の項目に留意して整備を行う。

- ①羽田八幡宮文庫担当部門を設置して業務にあたる。可能であれば兼務ではなく専従の部門とする。
- ②旧蔵資料専門の担当者を置く。担当者は司書または学芸員の資格を有し、和装本や歴史資料の取り扱いを熟知していて古文書を解読できる正規職員がのぞましい。
- ③当面は図書館に保存管理部門を置いて管理する。

2. 旧蔵資料の文化財指定推進

旧蔵資料については、市民にその価値を知ってもらい、貴重な市民の財産と認識してもらうように啓発活動を行う。さらに旧蔵資料を永年に保存していくためには、文化財に指定してもらう必要がある。このため、豊橋市文化財センターや愛知県文化財保護室等、文化財担当部署と緊密に連携して文化財指定を推進する。特に文化財指定を推進するうえで、指定基準を満たさなければならないような要件や提出用必要書類等は、事前に把握して対処しておく。

また、文化財指定に際しては、最初は市指定文化財として認定してもらい、次いで県指定文化財と段階を経て進める。そして、最終的には国指定文化財まで目指した活動を行う。

3. 旧蔵資料の活用・公開

旧蔵資料は文化財としての価値がある。この市民の財産としての旧蔵資料の活用は、本来の価値や魅力を社会に示して理解してもらう必要がある。このためには、旧蔵資料に接し得る機会などを設けなければならない。活用の中で最も一般的な方法は、旧蔵資料自体の公開である。文化財を気軽に眺め親しめる存在にすることが、地域における最も有効な文化財の活用の手法と言える。しかし、公開することによって資料が損傷等ダメージを受けるリスクが高まるのは免れない。このため、保存と活用の両立を図るた

めには、文化財保護のために守るべき事項を明確にしておくことが重要である。旧蔵資料の公開にあたっては、まずは書籍等の外観の公開が基本となり、企画展等でガラスケース内に展示することになる。展示に際しては、温湿度のみならず照明器具及び明度にも注意を払う。

また、旧蔵資料の活用の重要性をPRするため、展示会や講座等、図書館が主体となって啓発活動等ソフト面の活用を行う。特に、市民や市民団体と連携したシンポジウムや町歩き等の様々なイベントを企画・実施して啓発につながる努力を行う。

このほか、旧蔵資料を公開する際には、国登録文化財となっている羽田八幡宮文庫の書庫・門等を所有する羽田八幡宮とも連携し、旧文庫施設を活用しながら施設と資料という二つを合わせて公開するなど、江戸時代の文庫を再現するような活動も視野に入れる。



写真 19 現地見学会のようす（平成 24 年）

4. 保存管理計画書について

今回の保存管理計画の策定に先立って旧蔵資料の悉皆調査を行って、新たな知見を得ることができた。この成果を活かしながら計画を検討したが、旧蔵資料については内容の全てが明らかにされたわけではない。また、時間的制約もあり、悉皆調査において調査漏れが無かったとは言い切れないのが現状である。このため、新たな知見を活用しながら、旧蔵資料についてはさらなる調査研究を推進する必要がある。

一方、保存管理計画についても、今後は技術の進歩等保存管理状況の変化が予想される。このためには、年に1度程度は保存管理計画の見直しを行い、必要であれば改訂を行い、旧蔵資料の保存管理に万全をつくすものとする。

そして将来的には、国登録文化財となって現地に残っている羽田八幡宮文庫の書庫や門等、当時の文庫建物と一体化した文化財指定を目指し、江戸時代の文庫が再現できるような保存管理方法の活用が望まれる。

参考文献

- 豊橋市立図書館編『豊橋市立図書館所蔵 郷土資料目録』、豊橋市教育委員会、1964年
豊橋市立図書館編『豊橋市立図書館所蔵 和装本目録1』豊橋市立図書館資料目録4、豊橋市教育委員会、1966年
豊橋市立図書館編『豊橋市立図書館所蔵 和装本目録2』豊橋市立図書館資料目録5、豊橋市教育委員会、1967年

ジャンヌ＝マリー・デュロー、デビッド・クレメンツ『FLA資料保存の原則』シリーズ本を残す1、日本図書館協会、1987年

豊橋市中央図書館編『羽田八幡宮文庫開設 140 年記念出版 豊橋市中央図書館所蔵 郷土資料和装本目録』豊橋市中央図書館資料目録 23、豊橋市教育委員会、1989年

田崎哲郎『地方知識人の形成』名著出版、1990年

羽田野敬雄研究会編『幕末三河国神主記録 羽田野敬雄『万歳書留控』』清文堂出版、1994年

羽田八幡宮文庫史編集委員会編『羽田八幡宮文庫史』豊橋市中央図書館、1998年

村松裕一『羽田野敬雄と羽田八幡宮文庫』羽田野敬雄研究会、豊川堂、2004年

日本図書館協会編『防ぐ技術・治す技術 紙資料保存マニュアル』日本図書館協会、2005年

豊橋市中央図書館編『豊橋市中央図書館所蔵 羽田八幡宮文庫旧蔵本目録』豊橋市中央図書館、2009年

豊橋市図書館編『豊橋市図書館開館 100 周年記念 羽田八幡宮文庫フォーラム 発表資料集 近世国学者による図書館設立運動』豊橋市図書館、2012年

愛知県史編さん委員会編『愛知県史 別編文化財 4』愛知県、2015年

新藤透『図書館の日本史』ライブラリーぶっくす、勉誠出版、2019年

羽田八幡宮文庫旧蔵資料保存管理計画書

平成 31 年 3 月 31 日

発行 豊橋市図書館◎

〒441-8025 豊橋市羽根井町 48 番地

TEL0532-31-3131 FAX0532-31-4254

